

過去5年分まで国民年金保険料が納められます！ 国民年金保険料の後納制度

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られたりする場合があります。詳しい内容は、下記の専用ダイヤル、または苫小牧年金事務所にお問い合わせください。

- ここがポイント！**
- ☆保険料を納付することにより、年金を受けるために必要な資格を得られる可能性があること
 - ☆保険料を納付することにより、将来受け取る年金額が増額すること

1カ月分の後納保険料を納付することにより増額する老齢基礎年金の目安

$$\frac{780,100\text{円 (平成27年4月時点の満額の年金額)}}{480\text{カ月 (40年} \times 12\text{カ月)}} = \underline{\underline{\text{年額で1,625円増額}}}$$

国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050

納付は口座振替が便利でお得です！ お申し込みは2月末日まで！

国民年金保険料の納付には、便利でお得な『前納制度』があります。前納すると、表のとおり割引になります。平成28年4月振替分の申し出は、平成28年2月末日までです。

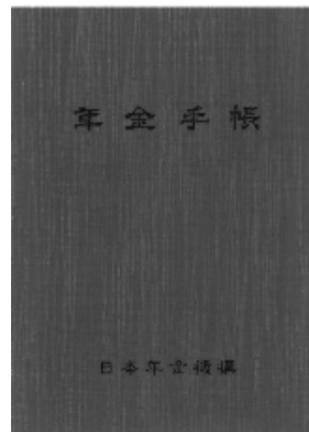
平成27年度分	保険料額	割引額
毎月納付書で現金納付	円 187,080	円 —
1年前納(現金納付)	円 183,760	円 3,320
1年前納(口座振替)	円 183,160	円 3,920
2年前納(口座振替)	円 366,840 (2年分)	円 15,360 (2年分)

前納のお申し込みは、
○年金手帳 ○通帳 ○印鑑(金融機関の届出印)
をお持ちのうえ、ご利用の金融機関窓口または役場町民福祉課町民生活グループでお申し込みください。

国民年金についてのご相談・お問い合わせは、
役場町民福祉課町民生活グループ (☎26-7871)
日本年金機構苫小牧年金事務所 (☎0144-36-6135)

成人おめでとございます！ 20歳になるみなさんへ

○年金手帳は大切に保管を
国民年金や厚生年金に加入すると交付される年金手帳。自分自身の基礎年金番号などが記入されています。
年金手帳は、就職して厚生年金に加入するとき、退職して国民年金に加入するときなど、年金に関するほとんどの場面に提出を求められます。



勤務先が変わったり住所が変わっても、一生変わらず使用しますので、大切に保管してください。



国民年金

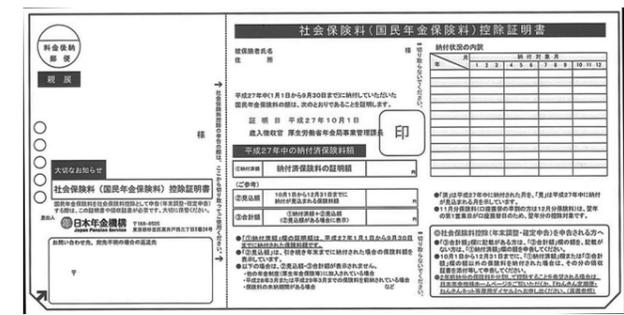
国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介しています。

◆国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です◆
確定申告等をする場合は、今年1年間に納付した社会保険料控除証明書の添付が必要です。
社会保険料控除証明書は、今年1月から9月までに国民年金保険料を納めた方は11月中旬に、10月以降に納めた方は、来年2月に送付されます。(11月に送付された場合は、2月には送付されません)
また、社会保険料控除証明書に記載されている月分以外の保険料を12月31日までに納付した場合、平成27年分として申告ができます。その際には、後から納付した保険料の領収証書も添付する必要があります。

◆ご家族の分の保険料も納めた方は合算して申告できます◆
この場合は、ご家族分の社会保険料控除証明書や領収証書の添付が必要です。



年末調整・確定申告まで大切に保管を



平成27年度社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

◆社会保険料控除証明書の再発行について◆
紛失等により再発行が必要な際には、左下記までご連絡をお願いします。(ご連絡をいただけてから、おおむね1週間程度で郵送されます)
なお、再発行の手続きの際には、年金手帳など基礎年金番号が分かるものをお手元にご用意ください。

お問い合わせは…
ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル
☎0570-070-117
※自動音声案内に従って「3」を押してください。
【受付時間】
月～金曜日(午前9時～午後7時)
第2土曜日(午前9時～午後5時)
(ご注意) 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
または、年金事務所へおかけください。

保険料を納付した時期	控除証明書が送付される時期
平成27年1月1日～平成27年9月30日	平成27年11月
平成27年10月1日～平成27年12月31日	平成28年2月

※11月に送付された場合は、2月には送付されません。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されています